

旭川国保裁判 上告にあたって

告示〔掲示板〈封建時代の高札〉に国保料率を定率・定額で公示〕したから〔法規の性質を有する〕合憲適法とする控訴審判決を認めることはできない

上告人〔原告〕 杉 尾 正 明

1999〔平成11〕年12月21日札幌高裁は、国保条例に保険料率を明記していなくても、租税法律（条例）主義（課税要件法定主義・課税要件明確主義）の趣旨に反しない。国民健康保険料を租税と同一視し、租税法律（条例）主義が直接に適用されるものとするのは相当ではない。として、旧国保法時代（昭和28年の国民健康保険料に係る事件）の最高裁判例（昭和33年2月12日判決）を引用した。当時は、市町村民税非課税世帯は国民健康保険に加入できなかつた。右事件は、憲法19条、29条等に関するものであり、本訴訟での当事者間では、争点にすらなっていないものである。

それは、わざわざ社会保障としての国民健康保険制度（国保法1条）を否定し、「相扶共済ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スヲ目的トスルモノトス」（旧国保法1条）が、国民健康保険制度であるとするためである。

旭川市国保条例8条に基づく、保険料の賦課額の総額（賦課総額）及び12条3項に基づく告示は、いずれも「市長」に委任されており、賦課総額は保険料率を算定するための計算要素にすぎず、（原告が主張したのを認め）また、告示は法規としての性質を有するとした。したがって、これまで被告らが主張していた賦課総額の議会審議（議決）がまったく無意味であることを自認したものであるだけでなく、地方自治の否定である。団体委任事務ではなく、事実上の機関委任事務であり、条例不要である。

また、恒常的に生活が困窮している者について保険料減免の対象としないことは、国保法77条の委任の範囲をこえていないこと、保険料を負担することができない者については、医療扶助が保障されているのに、自らの意思によって右保障の機会を利用しない者について、保険料の負担を求めることは憲法25条に違反しない。これは、住民税非課税世帯が国民健康保険料10万円を超え、滞納すると被保険者資格証明書が発行されている実態を無視したものである。

2000年からの介護保険の施行による国民負担増は避けられず、本判決は時代錯誤時代に逆行したものであり、国民の権利救済のための司法権放棄、憲法違反の国保行政を追認する反動的判決である。国民の立場からは、到底受入れることはできない。

控訴審は、法令の文理解釈のみで、賦課総額の算定・算出過程の事実認定をせず前記の判決をし、まさに、司法権放棄、かつ、国〔厚生省〕の代弁者となった。原告は、このように掲示板〔高札〕による告示のみで、憲法の趣旨（84条）を踏まえたとする控訴審判決を認めることはできず、1999（平成11）年12月27日上告した。

これまでのご支援に感謝し、最高裁での闘いに対する引き続きご支援を願います。